

令和 2 事務年度における相続税の調査等の状況

令和 3 年 12 月
大阪国税局

I 相続税の調査等の状況

- 1 令和 2 事務年度における相続税の実地調査の状況
- 2 令和 2 事務年度における相続税の簡易な接触の状況

II 調査に係る主な取組

- 1 無申告事案に対する調査状況
- 2 海外資産関連事案に対する調査状況
- 3 贈与税に対する調査状況

III 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移
- 3 海外資産関連事案に係る財産別非違件数の推移
- 4 海外資産関連事案に係る地域別非違件数の推移

I 相続税の調査等の状況

1 令和2事務年度における相続税の実地調査の状況

相続税の実地調査は、資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案等について、実地調査を実施しました。

令和2事務年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、実地調査件数は大幅に減少しましたが、大口・悪質な不正が見込まれる事案を優先して調査し、**重加算税賦課割合は15.1%となり、重加算税賦課割合の事績を集計し始めた平成13事務年度以降で最高となりました。**

○ 相続税の調査事績

項目		事務年度等			
		令和元事務年度	令和2事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	1,798 件	837 件	46.6 %	
②	申告漏れ等の非違件数	1,563 件	733 件	46.9 %	
③	非違割合 (②/①)	86.9 %	87.6 %	0.6 ポイント	
④	重加算税賦課件数	236 件	111 件	47.0 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	15.1 %	15.1 %	0.0 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 (注)	567 億円	309 億円	54.4 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	83 億円	64 億円	76.6 %	
⑧	追徴 税額	本税	109 億円	67 億円	61.6 %
⑨		加算税	17 億円	11 億円	68.6 %
⑩		合計	125 億円	78 億円	62.5 %
⑪	1 実 件 地 当 た り 査	申告漏れ課税価格 (⑥/①) (注)	3,156 万円	3,688 万円	116.9 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	697 万円	936 万円	134.3 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額(相続時精算課税適用財産を含む。)から、被相続人の債務・葬式費用の額(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額(調査による増減分)を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 令和2事務年度における相続税の簡易な接触の状況

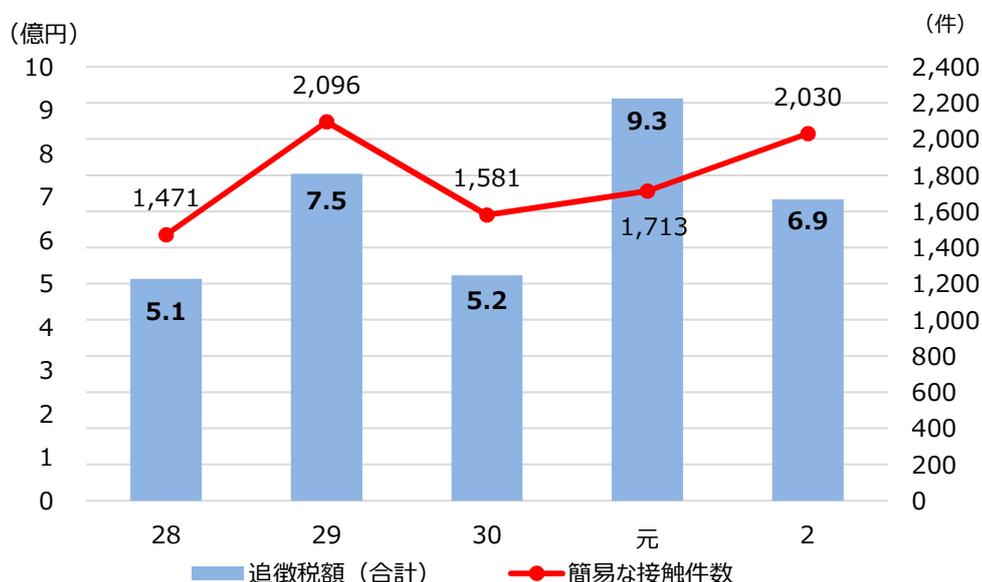
実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

令和2事務年度においては、積極的に簡易な接触に取り組むことにより、簡易な接触件数は2,030件（対前事務年度比118.5%）、申告漏れ等の非違件数は348件（同118.0%）となり、簡易な接触の事績を集計し始めた平成28事務年度以降で最高となりました。

○ 相続税の簡易な接触の事績

項目		事務年度等			
		令和元事務年度	令和2事務年度	対前事務年度比	
①	簡易な接触件数	1,713 件	2,030 件	118.5 %	
②	申告漏れ等の非違件数	295 件	348 件	118.0 %	
③	申告漏れ課税価格	69 億円	57 億円	83.2 %	
④	追徴税額	本税	9.0 億円	6.7 億円	74.0 %
⑤		加算税	0.3 億円	0.3 億円	105.3 %
⑥		合計	9.3 億円	6.9 億円	74.9 %
⑦	1 簡易な接触に相当する接触	申告漏れ課税価格 (③/①)	403 万円	283 万円	70.2 %
⑧		追徴税額 (⑥/①)	54 万円	34 万円	63.2 %

○ 相続税の簡易な接触の事績の推移



II 調査に係る主な取組

1 無申告事案に対する調査状況

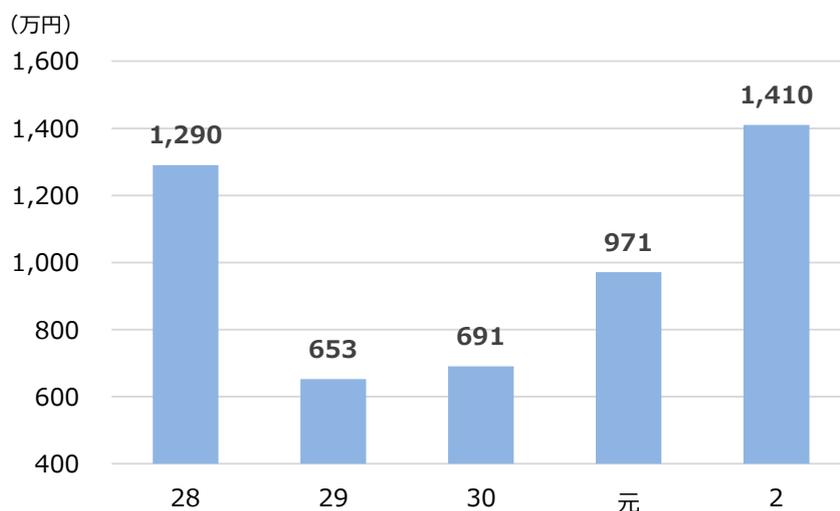
無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。

令和2事務年度においては、**非違割合は86.7%（対前事務年度比+0.5ポイント）**となり、**無申告事案に対する調査状況の事績を集計し始めた平成19事務年度以降で最高**となりました。

○ 無申告事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等			
		令和元事務年度	令和2事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	181 件	75 件	41.4 %	
②	申告漏れの非違件数	156 件	65 件	41.7 %	
③	非違割合 (②/①)	86.2 %	86.7 %	0.5 ポイント	
④	申告漏れ課税価格	167 億円	76 億円	45.9 %	
⑤	追徴 税 額	本税	14 億円	9 億円	61.0 %
⑥		加算税	3 億円	2 億円	56.3 %
⑦		合計	18 億円	11 億円	60.2 %
⑧	1 実 件 地 当 調 た り 査	申告漏れ課税価格 (④/①)	9,215 万円	10,198 万円	110.7 %
⑨		追徴税額 (⑦/①)	971 万円	1,410 万円	145.2 %

○ 無申告事案に係る実地調査1件当たりの追徴税額の推移



2 海外資産関連事案に対する調査状況

納税者の資産運用の国際化に対応し、相続税の適正な課税を実現するため、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、海外取引や海外資産の保有状況の把握に努めています。

令和2事務年度においては、海外資産に係る申告漏れ課税価格のうち重加算税賦課対象が6.9億円（対前事務年度比266.6%）となり、海外資産に係る申告漏れ課税価格のうち重加算税賦課対象の事績を集計し始めた平成21事務年度以降で最高となりました。

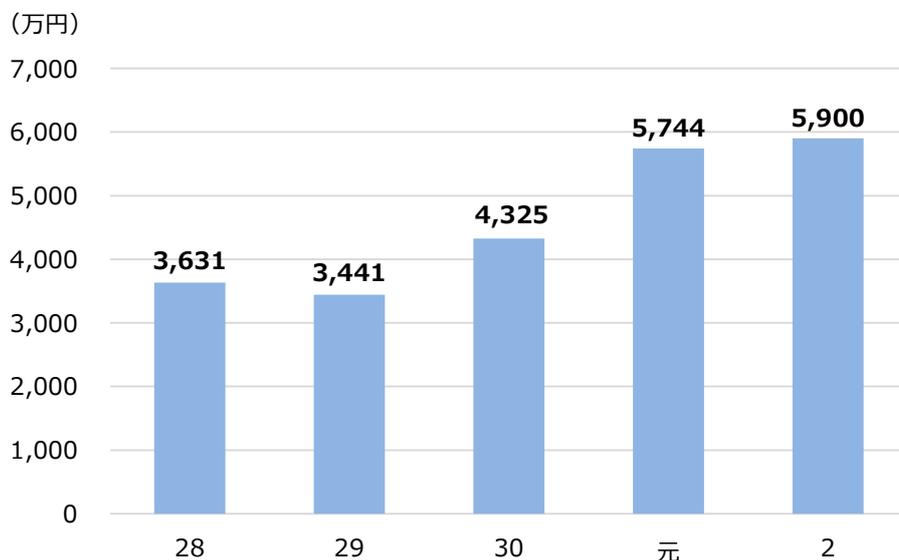
○ 海外資産関連事案に対する実地調査の状況

項目	事務年度等		対前事務年度比	
	令和元事務年度	令和2事務年度	令和元事務年度	令和2事務年度
① 海外資産関連事案に係る実地調査件数	179 件	108 件	60.3 %	
② 海外資産に係る申告漏れ等の非違件数	149 件	91 件	61.1 %	
	25 件	16 件	64.0 %	
③ 海外資産に係る重加算税賦課件数	22 件	11 件	50.0 %	
	6 件	3 件	50.0 %	
④ 海外資産に係る申告漏れ課税価格	71 億円	41 億円	57.9 %	
	14 億円	9 億円	65.7 %	
⑤ ④のうち重加算税賦課対象	8 億円	8 億円	99.4 %	
	2.6 億円	6.9 億円	266.6 %	
⑥ 非違1件当たりの申告漏れ課税価格（④／②）	4,783 万円	4,531 万円	94.7 %	
	5,744 万円	5,900 万円	102.7 %	

（注）1 海外資産関連事案とは、①相続又は遺贈により取得した財産のうち海外資産が存するもの、②相続人、受遺者又は被相続人が日本国外の居住者であるもの、③海外資産等に関する資料情報があるもの、④外資系の金融機関との取引があるもの等のいずれかに該当する事案をいう。

2 ②から⑥欄の上段の係数は、国内資産に係る非違も含めた計数を示す。

○ 海外資産に係る非違1件当たりの申告漏れ課税価格の推移



3 贈与税に対する調査状況

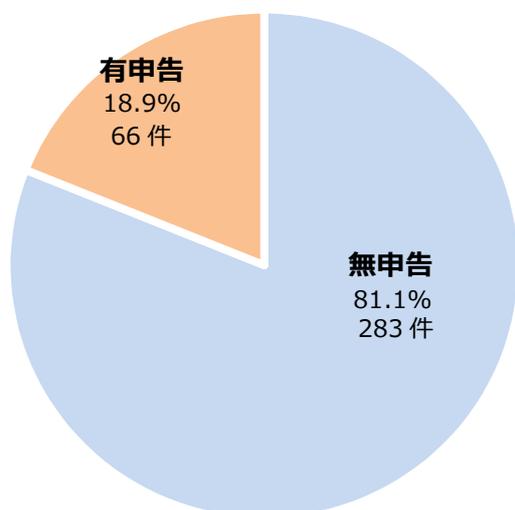
相続税の補完税である贈与税についても、資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努め、無申告事案を中心に贈与税の調査を実施しています。

令和2事務年度においては、実地調査1件当たりの追徴税額は185万円（対前事務年度比43.2%）でした。

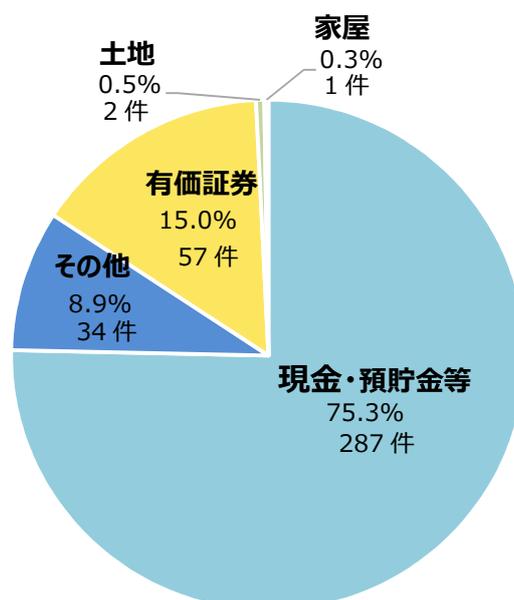
○ 贈与税事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等		
		令和元事務年度	令和2事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	650 件	380 件	58.5 %
②	申告漏れ等の非違件数	623 件	349 件	56.0 %
③	申告漏れ課税価格	63 億円	21 億円	32.9 %
④	追徴税額	28 億円	7 億円	25.3 %
⑤	1 実 件 地 当 た り 調 査 申告漏れ課税価格 (③/①)	965 万円	543 万円	56.2 %
⑥	追徴税額 (④/①)	428 万円	185 万円	43.2 %

○ 調査事績に占める無申告事案の状況



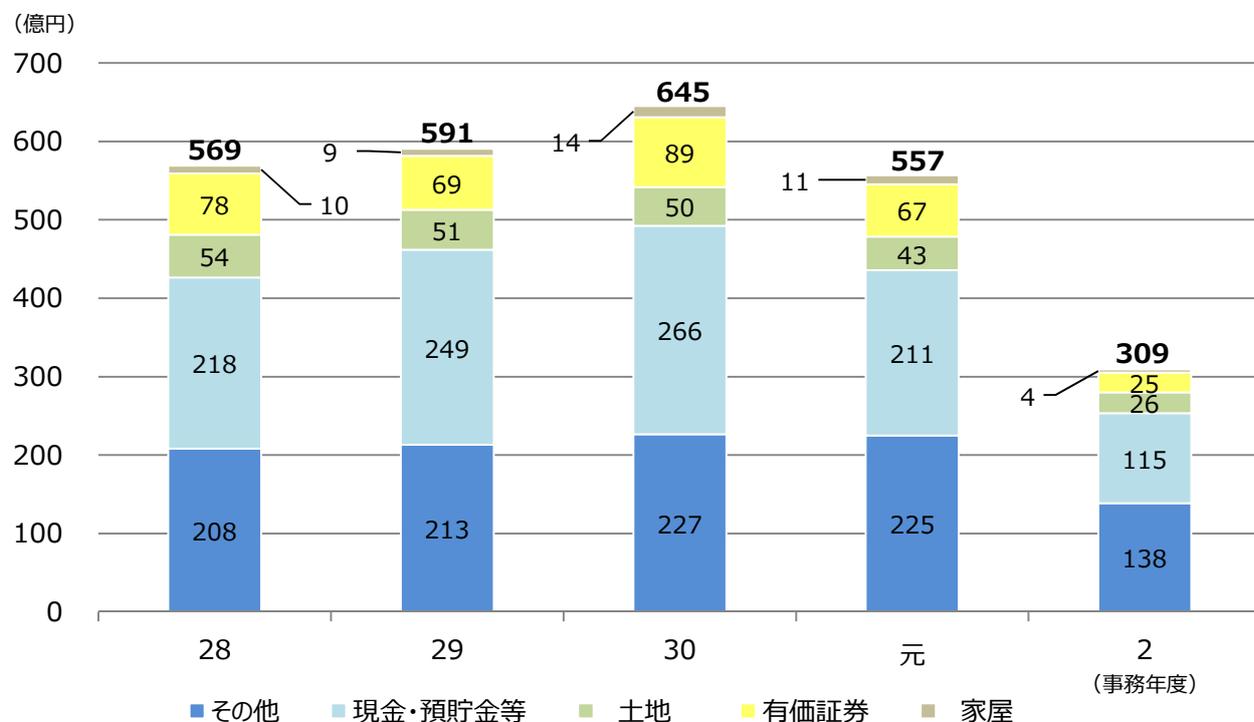
○ 調査事績に係る財産別非違件数



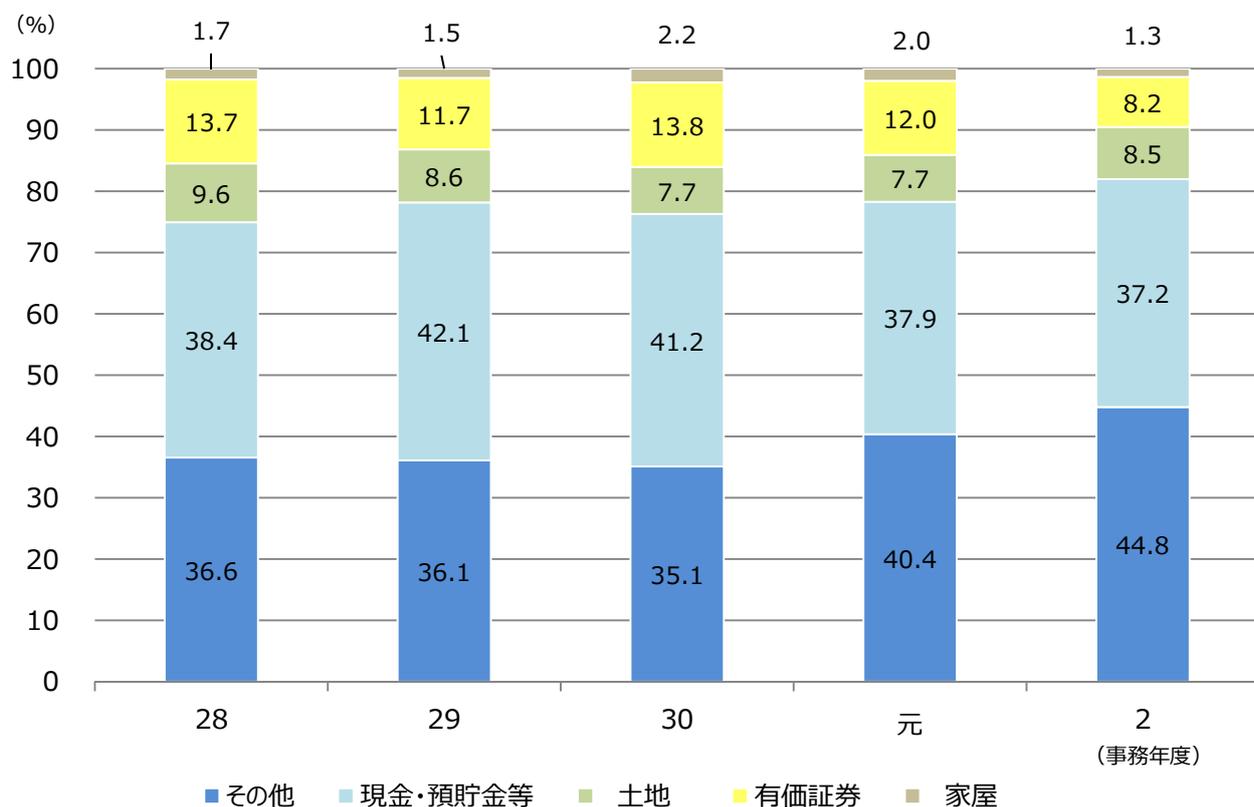
(注) 1つの事案において、複数の財産の申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものであるため、延件数となっている。

Ⅲ 参考計表

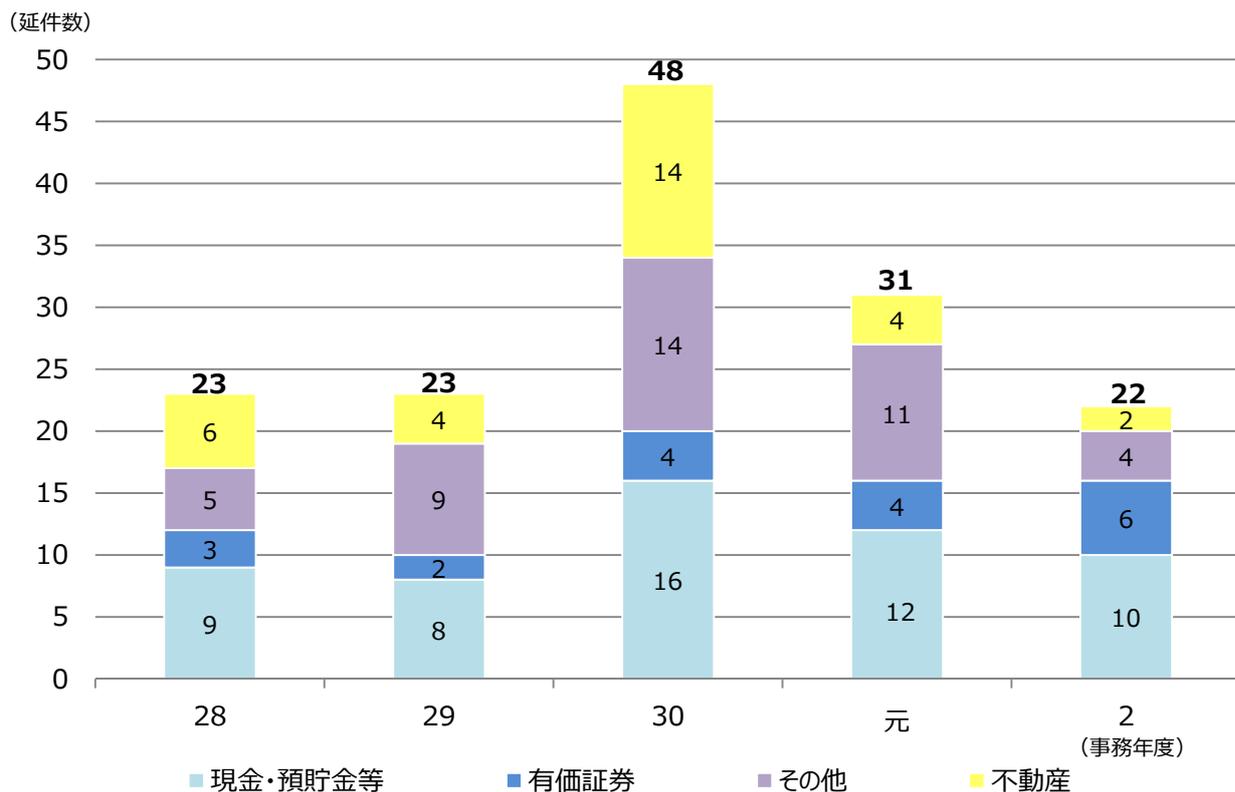
1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

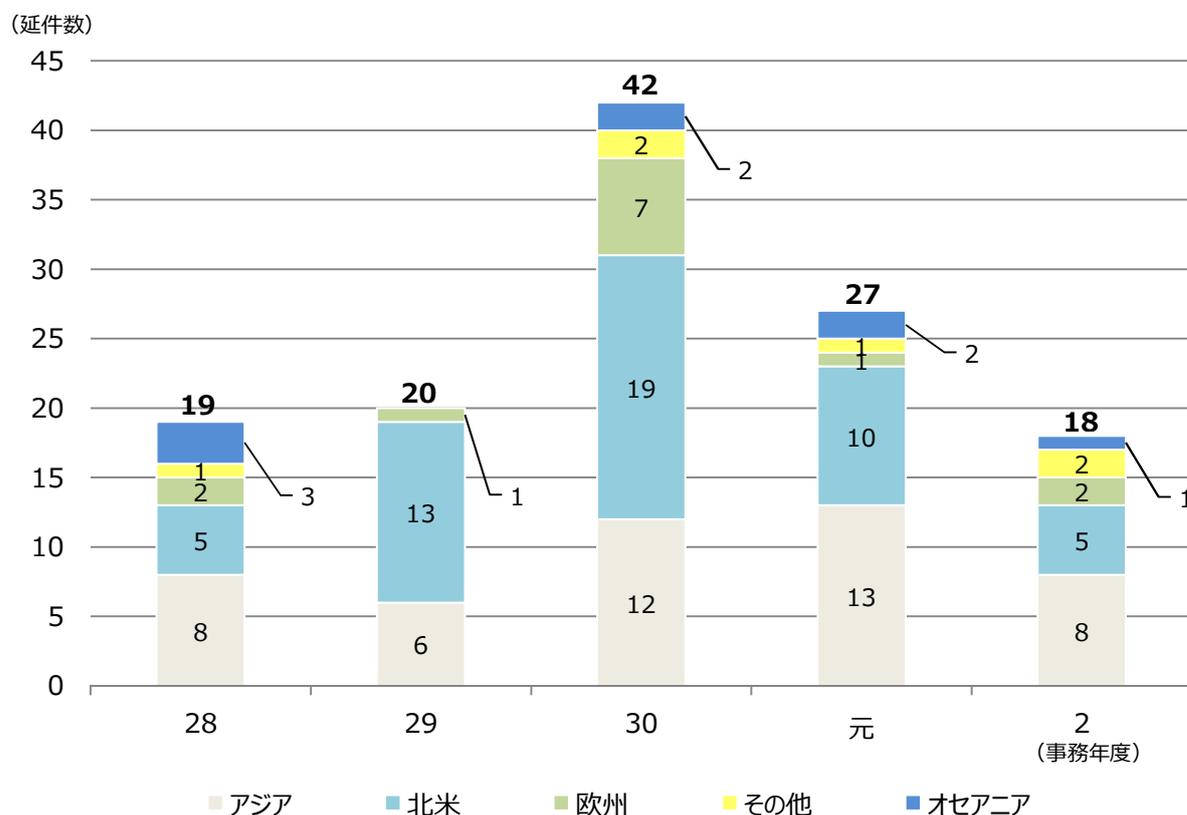


3 海外資産関連事案に係る財産別非違件数の推移



(注) 「延件数」とは、1つの事案において、複数の財産に申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものである。

4 海外資産関連事案に係る地域別非違件数の推移



(注) 「延件数」とは、1つの事案において、複数の地域に申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものである。